

4 復旧・復興に向けた主な取組

道では「平成30年北海道胆振東部地震災害からの復旧・復興方針(平成31年3月)に基づき、「被災地域の復旧・復興に向けた取組」と「大規模停電等に伴う影響への対応」という2本の柱立てにより、次のとおり復旧・復興に向けた取組を進めているところです。

(1) 被災地域の復旧・復興に向けた取組

ア 住まい・くらしの速やかな再建

(ア) 生活再建に向けた支援金の支給

被災者生活再建支援法により都道府県が拠出した基金と国の補助金(補助率1/2)を活用し、「全壊」や「大規模半壊」等の被害が生じた者(世帯)に対して、基礎支援金と加算支援金を併せた金額が(最大300万円まで)交付されるもので、令和3年3月末までに2,081件、総額で約19億円の支援金の支給を決定した。

○ 住宅の被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金)

程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

※ 申請は災害発生日から13月以内

○ 住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金)

再建方法	建設・購入	補修	賃借
支給額	200万円	100万円	50万円

※ 申請は災害発生から37月以内

(イ) 応急仮設住宅の供与等

災害救助法による応急救助として、民間賃貸住宅を借り上げて被災者に供与する借上型応急住宅を供与したほか、特に大きな被害のあった胆振東部3町(厚真町、安平町、むかわ町)の意向を踏まえ、平成30年11月末までに建設型の応急仮設住宅を208戸建設し、また、鶴川高校生徒寮の入居者向け寄宿舎型の仮設住宅(むかわ町)、農家向けのトレーラーハウス、全国初となる大型の福祉仮設住宅(厚真町、安平町)をそれぞれ整備した。

さらに、地方自治法に基づく目的外使用許可により道営住宅の無償供与を最長で1年間(R元.10月末まで)行い、272戸(胆振・石狩・日高管内)を提供した(延べ28世帯が入居)。

なお、建設型応急仮設住宅については、令和3年1月までに全ての入居者の退去が完了している。

○ 地方自治法(昭和22年法律第67号)

(行政財産の管理及び処分)

第238条の4 行政財産は、次項から第4項までに定めるものを除くほか、これを貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、出資の目的とし、若しくは信託し、又はこれに私権を設定することができない。

7 行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。

第4 北海道胆振東部地震災害からの復旧・復興

○ 借上型応急仮設住宅の供与

市町名	入居戸数 (累計)	供与開始日	供与終了日
札幌市	94戸	H30.9.29	R3.11.15
北広島市	20戸	H30.9.25	R2.11.16
厚真町	18戸	H30.10.3	R3.1.17
安平町	44戸	H30.10.12	R3.8.22
むかわ町	6戸	H30.10.11	R2.12.18
日高町	3戸	H30.11.26	R2.12.14
計	185戸		

○ 建設型応急仮設住宅の整備

形態	町名	設置数	設置日	入居日	供与終了日
プレハブ型①	厚真町	153戸	H30.10.31 H30.11.28	H30.11.1 H30.11.30	R2.10.31 R2.11.29
	安平町	30戸	H30.10.31 H30.11.21	H30.11.1 H30.11.22	R2.10.31 R2.11.21
	むかわ町	25戸	H30.10.31	H30.11.1	R2.11.30
	計	208戸			
モバイルハウス (寄宿舎型)②	むかわ町	1箇所 (36戸)	H31.1.31	H31.1.31	R3.1.30
トレーラー ハウス等 ③	厚真町	8戸	H30.12.26 ～ H30.12.29	H30.12.27 ～ H30.12.30	R2.12.26 ～ R2.12.29
	安平町	7戸	H30.12.4 H30.12.23	H30.12.5 H30.12.23	R2.12.4 R2.12.22
	むかわ町	10戸	H30.12.1 H30.12.14 H30.12.25	H30.12.5 H30.12.18 H30.12.27	R2.12.4 R2.12.17 R2.12.26
	計	25戸			
福祉仮設住宅④	厚真町	1箇所 (108戸)	H30.12.28	H31.1.21	R2.12.28
	安平町	1箇所 (36戸)	H30.12.28	H31.1.17	R2.12.28
	計	2箇所 (144戸)			
計 (①+②+③+④)		413戸			

(ウ) 住宅再建に向けた取組

災害救助法による応急仮設住宅の供与期間は2年間であることから、被災者の恒久的な住まいの確保のため、建築士などの専門職による無料の個別相談会を実施したほか、自主再建を検討する被災者を対象とした厚真町及び安平町主催の住宅再建相談会に建築の専門家を派遣した。

また、胆振東部3町における災害公営住宅など公的賃貸住宅の整備に際しては、国に対する予算要望、事業実施に係る交付申請の手続き、事業計画査定に係る助言など、国との調整及び取組の支援を行い、令和3年1月末までに整備を完了した。

なお、小規模住宅地区改良事業により厚真町に建設した住宅(1戸)については、令和4年2月に完成した。

○ 胆振東部3町の公的賃貸住宅の整備状況

町名	種別	構造	階数	戸数	完成年月日
厚真町	災害公営住宅	木造	平屋/2階	32戸	R2.10.23
	公営住宅	木造/RC造	平屋/2階	35戸	R3.1.22
	地域優良賃貸住宅	RC造	2階	11戸	R3.1.22
	小規模改良住宅	木造	平屋	1戸	R4.2.15
	合計			79戸	
安平町	地域優良賃貸住宅	木造	平屋	6戸	R2.9.30
	合計			6戸	
むかわ町	災害公営住宅	RC造	3階	8戸	R2.12末日
	公営住宅			10戸	
	地域優良賃貸住宅	RC造	3階	3戸	R2.12末日
	小規模改良住宅			9戸	
	合計			30戸	



厚真町災害公営住宅



むかわ町災害公営住宅

○ [参考]制度の概要(災害公営住宅)

災害 公営住宅	条 件	全壊戸数が、①被災地全域で 500 戸以上 ② 1 市町村で 200 戸以上 ③ 1 市町村の全住宅の 1 割以上 のいずれかに該当
	補助率	一般災害 2/3(公営住宅整備は 1/2)
	その他	条件適合→厚真町及びむかわ町、収入要件あり
小規模 住宅地区 改良事業	条 件	不良住宅 15 戸かつ 5 割以上(過疎地域は 5 戸)
	補助率	不良住宅の買収・除却 国 1/2 小規模改良住宅の整備 国 2/3 など

(エ) 災害廃棄物の処理

今回の地震で発生した膨大な量の災害廃棄物の広域的な受入調整及び被災町への業務支援を行い、平成 31 年 1 月までに、いわゆる「片付けごみ」の処理を終了した。

また、平成 31 年春から本格化した、被災住宅の解体・撤去に伴う災害廃棄物の処理についても処理に係る技術的助言などにより、被災町の支援を行い、令和 2 年(2020 年) 3 月に処理を終了した。



災害ごみの仮置き場となった大師ヶ岡公園(安平町)

イ ライフラインやインフラの本格的な復旧

(ア) 公共土木施設等の復旧

公共土木施設等の復旧については、早急に土砂等の除去が必要な箇所の応急復旧工事は完了しており、河川や道路など 529 箇所については、国による災害査定を経て、本格的な復旧工事に着手しており、令和 4 年(2022 年) 3 月までに工事を完了する予定である。

また、復旧工事を円滑に進めるため、次のとおり様々な方策を講じながら、庁内関係部局、国や関係機関などとの連携を図り復旧工事を行った。

- ① 地震災害復旧 J V を活用
- ② 被災町へ道の技術職員(厚真町、安平町及びむかわ町に各 1 名)を派遣
- ③ 大規模な山腹崩壊により道路や農地などに堆積した土砂を、日高幌内川で発生した地すべり対策に活用。
- ④ 厚真町からの要望を受け、厚真町の災害復旧工事の一部を受託施工。
道実施の災害復旧工事等と近接し、かつ、高度な技術を要する大規模工事を受託。
(道路：3 路線、河川：7 河川、堆積土砂排除など：2 地区)

○ 公共土木施設の被害状況(災害査定)

道 路	336 箇所	134 億円
橋 梁	22 箇所	10 億円
河 川	99 箇所	271 億円
その他※	72 箇所	60 億円
計	529 箇所	475 億円

※ その他 下水道、公園、公営住宅の損壊、堆積土砂の排除等

■ 北海道胆振東部地震災害復旧庁内連絡調整会議

目的 道庁内の公共土木事業等を所管する関係部署が、次の項目を議題とし共通認識のもと、それぞれが協力・連携を図ることで、平成30年北海道胆振東部地震の被災地が早期復旧することを目的とする。

- 1 道や町等が行う災害復旧事業等の事業間調整について
- 2 上記事業等の入札や契約に関することについて
- 3 上記事業等の実施に関することについて
- 4 試験研究機関等との連携について
- 5 その他話題提供について

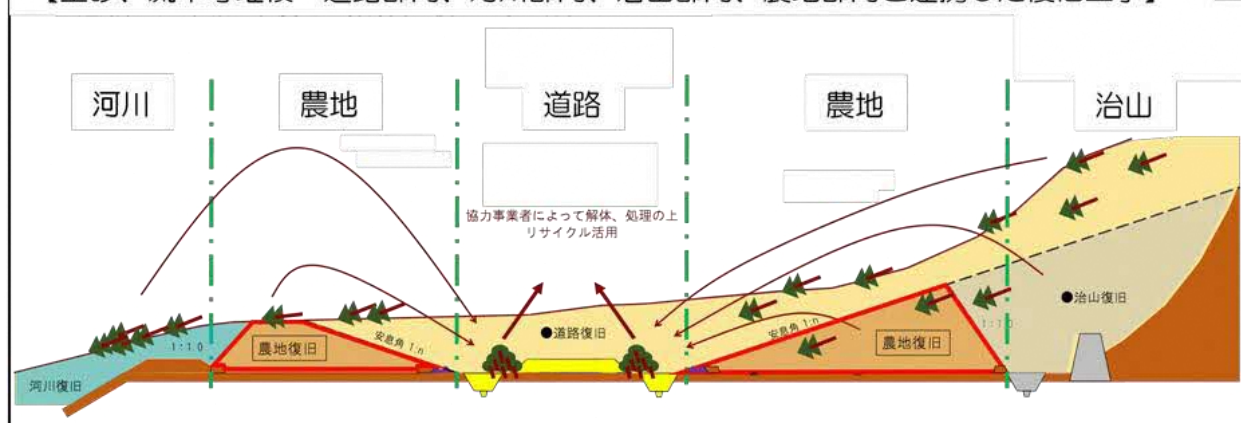
構成員 3部(農政部、水産林務部、建設部)の災害復旧事業を所管する課の課長等及びその事業に関連する課の課長等で構成

農政部：農政課、農村設計課、農村整備課

水産林務部：総務課、森林整備課、治山課、道有林課

建設部：建設政策課、維持管理防災課、道路課、河川砂防課、都市環境課

【土砂、流木等堆積 道路部門、河川部門、治山部門、農地部門と連携した復旧工事】



■ 事業実施円滑化連絡調整会議

設置 平成31年3月14日

目的 入札契約や資機材調達等の課題の把握、情報共有を図り事業実施の円滑化、受発注者双方の対策の検討に資する。

構成 北海道開発局、道建設部(建設政策課)、道建設業協会

(イ) 厚真町富里浄水場の復旧

令和2年(2020)年7月末までの工事完了、同年8月の給水再開を目指して、厚真町においては被害調査や事業計画の策定を、道においては浄水場後背地の残留土塊の除去を含む災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業(交付金事業を含め)をそれぞれ実施した。

第4 北海道胆振東部地震災害からの復旧・復興

○ 工事の進捗

年 月		工事の内容等
令和元年	5月	道 後背地の残留土塊の除去を完了
	6月	町 本復旧工事を開始
令和2年	3月	道 浄水場の後背地の斜面对策工事を完了
	6月末	町 本復旧工事を完了
	7月	町 浄水施設の試運転、水道管路の洗浄や通水試験を実施
	7月31日	町 富里浄水場からの給水を全面的に再開
令和3年	3月	道 浄水場の後背地の斜面对策工事を完了

○ 厚真町富里浄水場



令和元(2019)年12月19日



令和2(2020)年10月28日

(ウ) 社会福祉施設の復旧

国の「社会福祉施設等災害復旧費国費補助金」を活用し、被災した社会福祉施設の災害復旧に要する経費を支援（国 1/2、道 1/4、事業者 1/4）した。

また、厚真町及び安平町の福祉仮設住宅で生活している入所者の福祉を確保するため、特に被害の大きかった2法人が運営する施設に対して、国による補助率の嵩上げにより支援を行い、新施設は令和2年(2020年)12月に完成した。

○ 社会福祉2法人の運営施設

	社会福祉法人厚真福社会 (厚真町)	社会福祉法人追分あけぼの会 (安平町)
施設種別	①特養 ②老人デイサービス ③障がい者支援	①特養 ②短期入所 ③老人デイサービス
補助金による支援	特別養護老人ホーム 国 7/12、道 1/4、事業者 1/6 障がい者支援施設 } 国 2/ 3、道 1/6、事業者 1/6 老人デイサービス }	
復旧年月日	令和2年12月18日	令和2年12月15日

(エ) 学校施設の復旧

被害を受けた道立学校や市町村立学校などで、順次、復旧工事を実施し、令和2年(2020年)3月に復旧工事が完了した。

なお、安平町では、校舎が損壊し、仮設校舎(平成30年12月完成、平成31年1月供用開始)で授業を行っている早来中学校の復旧に向けて、義務教育学校として令和3年度着工、令和4年12月完成予定。教育庁において、国庫補助金の活用にあたって助言等を行うなど、引き続き必要な支援を行っているところ。

○ 学校施設の被害状況

区分	被害状況	
道立学校	高等学校 特別支援学校	49校 11校
市町村立学校	23市町村	302校
私立学校	幼稚園 中学校 高等学校 専修学校	48園 4校 13校 21校

ウ 地域産業の持続的な振興

(ア) 営農再開に向けての取組

令和3年(2021年)3月31日現在で、農地と農業用施設等をあわせた176件の災害復旧事業の全て着手済みであり、令和3年5月で事業を完了した。

○ 被害状況等

区分	被災箇所等	うち災害復旧事業 活用箇所数
農地	161箇所 56億円	96箇所
農業用施設	137箇所 36億円	78箇所
農村生活環境施設	3箇所 3億円	2箇所
計	301箇所 95億円	176箇所

また、特に甚大な被害を受けた農業者に対しては、国の「被災農業者向け経営体育成支援事業」に加え、市町村と連携して道独自の上置き支援を実施した。

○ 被災農業者向け経営体育成支援事業（上置き補助）

事業主体	市町村
対象経費	農業用施設、機械の復旧経費
負担割合	(通常) 国 5/10、農業者 5/10 (上置) 国 5/10、道・市町村 各 2/10、農業者 1/10
上置対象	復旧費用6百万円以上かつ農業収入の3割以上

第4 北海道胆振東部地震災害からの復旧・復興

厚真町(宇隆13地区)農地災害復旧事業

工事の概要

内容 復旧面積 A=4.04ha

土砂堆積除去(集積、排土、整地) A=0.57ha

(集積、積込、運搬、整地) A=3,409m³

畦畔築立(盛土、盛土整形) L=160m

流木処理(掘り起こし、切断、集積、積込、運搬) 1式

※本地区は、土砂等の堆積により被災した農地であるが、可能な限り早期に作付が出来るよう、農地に堆積した土砂を片寄せするなどの暫定的な復旧工事を実施した後に、本復旧工事を実施。



被災状況



堆積土砂をほ場内に片寄せ(平成31年4月撮影)



一部営農を再開した農地(令和元年5月撮影)



順調に生育する水稲(令和元年7月撮影)



収穫時期を迎えた水稲(令和元年9月撮影)



全面で営農を再開した農地(令和2年6月撮影)

○農地被害と復旧(R3. 8. 31 現在)

市 町	災害復旧事業		備 考
		着 手 済	
北広島市	1. 05ha	1. 05ha	完了
厚 真 町	130. 30ha	130. 30ha	完了
安 平 町	6. 14ha	6. 14ha	完了
むかわ町	0. 15ha	0. 15ha	完了
計	137. 64ha	137. 64ha	

(イ) 森林林業被害からの復旧

今回の地震では、約 4,300 ヘクタールにも及ぶ大規模な林地崩壊や林道の損壊等が発生しており、これまで、「胆振東部森林再生・林業復興連絡会議」において策定した、「北海道胆振東部地震による被災森林の再生に向けた対応方針」及び「胆振東部地震被災森林復旧指針」に基づき、林地、治山施設及び林道等の復旧、森林の造成、木材の安定供給などの取組を実施してきており、今後も引き続き治山対策や林道等の復旧を進めることとしている。

また、被災森林の1日も早い復旧を図るため、令和3年度には、箇所ごとの具体的な復旧手法や路網整備箇所などを明らかにした「胆振東部地震森林再生実施計画」を策定し、森林整備が必要な箇所への作業道等の早期整備や植林等の実証試験の成果等を活用した森林の造成などの取組を推進していくこととしている。

○ 災害復旧事業の進捗状況 (R4. 3月末現在)

事 業 名	箇所数	着 手	完 了
災害関連緊急治山事業	54	54	54 済
林地荒廃防止施設災害復旧事業	17	17	17 済
林道施設災害復旧事業	69	69	69 済

○ 林道幌内高丘線第13号箇所復旧工事



平成30(2018)年10月



令和元(2019)年7月

第4 北海道胆振東部地震災害からの復旧・復興

○ 森林被害(民有林)の状況

胆振東部3町	被害額	被害面積	被害面積	
			一般民有林	道有林
厚真町	365億円	3,236ha	2,119ha	1,117ha
安平町	57億円	529ha	139ha	390ha
むかわ町	64億円	529ha	154ha	375ha
全道計	511億円	4,302ha	2,419ha	1,883ha

○ 胆振東部森林再生・林業復興連絡会議

設置 平成30年10月5日

目的 関係機関で林業被害等の状況について情報共有し、当面必要な対策や被災森林の復旧方法等について検討

構成 北海道森林管理局、胆振東部3町、森林組合、道総研、道水産林務部、胆振総合復興局など

【開催状況】

開催回	開催年月日	議 題
第1回	H30.10.31	<ul style="list-style-type: none"> 林業被害の状況 当面の対策 地域からの意見・要望 木材の安定的な供給・確保 今後のスケジュール
第2回	H30.12.20	<ul style="list-style-type: none"> 林業被害の状況 森林の再生 被害木の処理状況 今後のスケジュール
第3回	H31.3.26	<ul style="list-style-type: none"> 対応方針(案) 平成31年度の取組 今後のスケジュール
第4回	H31.4.10 (書面開催)	<ul style="list-style-type: none"> 北海道胆振東部地震による被災森林の再生に向けた対応方針の決定
第5回	R元.11.12	<ul style="list-style-type: none"> 森林造成実証試験について 各取組の進捗状況 今後のスケジュール
第6回	R2.10.22	<ul style="list-style-type: none"> 胆振東部森林再生・林業復興連絡会議設置要領の改正について 各取組の進捗状況 胆振東部地震による被災森林の再生に向けた対応方針の改正について 今後のスケジュール
第7回	R3.3.30	<ul style="list-style-type: none"> 胆振東部地震被災森林復旧指針(案)について 各取組の進捗状況 被災森林の再生に向けた道の体制 今後のスケジュール

第4 北海道胆振東部地震災害からの復旧・復興

第8回 (現地検 討会)	R3. 7. 20	<ul style="list-style-type: none"> ・崩壊斜面において植栽を実施した施行地について ・崩壊斜面の土壌条件の簡易判定手法について
第9回	R3. 10. 8	<ul style="list-style-type: none"> ・「胆振東部地震森林再生実施計画」の骨子の決定について
第10回	R4. 3. 29	<ul style="list-style-type: none"> ・胆振東部地震森林再生実施計画（案）について ・各取組の進捗状況 ・被災森林の再生に向けた道の体制について ・今後のスケジュール

○ 北海道胆振東部地震による被災森林の再生に向けた対応方針(H31.4.10策定)

北海道胆振東部地震による被災森林の再生に向けた対応方針 【概要版】

I 方針の位置付け	II 林業被害の状況
<ul style="list-style-type: none"> 被災森林の早期復旧や地域の林業・木材産業の復興を図るため、地域の関係者が取り組む各般の対策の方向性を示す。 道策定の「平成30年北海道胆振東部地震災害からの復旧・復興方針」と調和し、復旧に向けた事業計画等の指針となる。 	<ul style="list-style-type: none"> 国内の地震による被害としては、胆治以降最大規模となる林地崩壊が約4千3百ha発生。 安平町や厚真町、むかわ町に被害が集中。 治山施設及び林道等の損壊や木材加工施設の一部破損など被害額は511億円。

III 現状と課題

安全・安心の確保

二次的な土砂流出が懸念されるため、治山施設の設置や緑化等を行い、地域住民が安心して暮らせる居住環境を確保する必要。

森林の造成

道内では大規模な林地崩壊への植林等の事例がないため、実証試験を行い、その成果を踏まえながら、森林の造成を進める必要。

林業・木材産業の復興

森林や林道等の被害により、森林整備や原木の安定供給等が困難なため、地域の林業生産活動や木材産業が継続できるよう取り組む必要。

IV 対応方針

基本的な考え方

- 森林所有者の意向を踏まえ、人家等に被害を与える恐れがある崩壊箇所は治山施設の設置等により復旧を進めるとともに、その他の箇所は林道等の復旧を速やかに進めながら、計画的に森林を造成。
- 復旧工事等に従事する作業員を地域で雇用・確保するほか、倒木の有効利用を図るなど、地域の振興や経済の活性化につなげる。

森林の復旧

治山施設の設置等

○**治山事業の実施**
 ・道路や人家等に近い箇所は、倒木や土砂等を撤去。
 ・山腹基盤工や緑化工、湿間工等を総合的に実施。

○**保安林の指定**
 ・治山事業の実施に合わせて、森林所有者の同意を得ながら指定。

森林の造成

○**森林所有者への支援**
 ・被災森林所有者への個別訪問等により、被害状況の説明や経営相談、整備の意向を把握。

○**被害木の整理**
 ・森林整備事業等を活用して林内の被害木を整理・搬出。

○**植林・緑化等**
 ・道有林をフィールドとして植林や緑化、自然回復等に係る実証試験を実施。
 ・植林等が可能な箇所は、森林所有者の意向を踏まえて、順次森林を整備。

林道等の復旧

林道施設等の復旧

○植林等の森林整備を早急に行う箇所から優先して林道施設等を復旧。

森林作業道等の整備

○基幹路網の復旧に合わせて、森林作業道等を開設・改良。

木材の安定供給・確保

倒木等の活用

○関係者間の協定締結等により、道路等に流出した倒木等を効率的に撤去し、有効利用を促進。

原木の供給・確保

○道有林や国有林による原木供給や、道森連や栄林会等との連携により地域の木材加工工場等が原木を確保できるよう配慮。

V 推進体制	VI 取組工程表																							
<p>○関係機関の役割</p> <ul style="list-style-type: none"> 関係機関の役割を明確化し連携体制を構築。 道や森林管理局が連携し、人的支援や技術的助言等を実施。 道は、森林造成に係る実証試験や道有林の復旧を通じて、その成果を一般民有林に普及。 <p>○進捗管理</p> <ul style="list-style-type: none"> 方針の実効性を確保するため、「胆振東部森林再生・林業復興連絡会議」を定期的に開催。 各種対策の進捗状況をホームページ等で情報発信。 	<p>○主な対策の完了年度</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="background-color: #4CAF50; color: white;">治山施設等の設置等</th> <th colspan="3" style="background-color: #4CAF50; color: white;">森林の造成</th> <th colspan="2" style="background-color: #4CAF50; color: white;">林道等の復旧</th> <th rowspan="2" style="background-color: #4CAF50; color: white;">倒木等の活用</th> </tr> <tr> <th style="background-color: #4CAF50; color: white;">災害復旧事業</th> <th style="background-color: #4CAF50; color: white;">治山事業</th> <th style="background-color: #4CAF50; color: white;">所有者への支援</th> <th style="background-color: #4CAF50; color: white;">被害木の整理</th> <th style="background-color: #4CAF50; color: white;">実証試験</th> <th style="background-color: #4CAF50; color: white;">植栽・緑化等</th> <th style="background-color: #4CAF50; color: white;">林道施設等復旧</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="background-color: #4CAF50; color: white;">2019 2020</td> <td style="background-color: #4CAF50; color: white;">2023</td> <td colspan="2" style="background-color: #4CAF50; color: white;">2022</td> <td style="background-color: #4CAF50; color: white;">順次実施</td> <td style="background-color: #4CAF50; color: white;">2021</td> <td style="background-color: #4CAF50; color: white;">順次実施</td> <td style="background-color: #4CAF50; color: white;">2021</td> </tr> </tbody> </table> <p style="font-size: small;">注）「治山施設の設置等」の「災害復旧事業」の完了は、事業の種類毎に異なる。</p>	治山施設等の設置等		森林の造成			林道等の復旧		倒木等の活用	災害復旧事業	治山事業	所有者への支援	被害木の整理	実証試験	植栽・緑化等	林道施設等復旧	2019 2020	2023	2022		順次実施	2021	順次実施	2021
治山施設等の設置等		森林の造成			林道等の復旧		倒木等の活用																	
災害復旧事業	治山事業	所有者への支援	被害木の整理	実証試験	植栽・緑化等	林道施設等復旧																		
2019 2020	2023	2022		順次実施	2021	順次実施	2021																	

○ 胆振東部地震被災森林復旧指針 (R3. 3. 30 策定)

「胆振東部地震被災森林復旧指針」の概要

I 指針策定の考え方

胆振東部地震により広範囲にわたり大規模に崩壊した森林では、樹木が生育するために必要な栄養分を含む土壌が崩落している場合が多く、被害発生から2年が経過した現在でも森林造成は一部にとどまっていることから、森林造成実証試験により得られた新たな知見を活用し、胆振東部森林再生・林業復興連絡会議の構成員が一体となって、被災森林の一日も早い復旧を図るため、森林造成の手法や復旧事業の進め方を明らかにする指針を策定。

II 被災森林の概要

- 【現状】**
- 被災森林は約4千haと大規模であるが、森林の造成はほとんど進んでいない。
 - 崩壊した森林における効果的な復旧方法について、道総研・林業試験場において実証試験を実施。
- 【特徴】**
- 被災箇所は、森林土壌が崩壊しており、植物の育成には非常に厳しい土壌条件。
 - レーザ測量の結果、崩壊した斜面の傾斜は30度以上の箇所が5割以上。

III 実証試験の成果

○土壌調査

- 土壌硬度と透水性により土壌条件を「良・中・悪」に区分
- 「良・中」が5割、「悪」が5割

○植生調査

- 植栽したカラマツとケヤマハンノキの成長が良好
- ケヤマハンノキ、カラマツの天然更新が良好

IV 復旧手法の基本的な考え方

土壌条件と傾斜に応じた復旧手法

土壌条件	崩壊斜面		堆積地
	30°未満	30°以上	
良	植林による復旧を基本に検討	天然更新による復旧を基本に検討	植林による復旧を基本に検討
中	植林による復旧を基本に検討		
悪	天然更新による復旧を基本に検討		

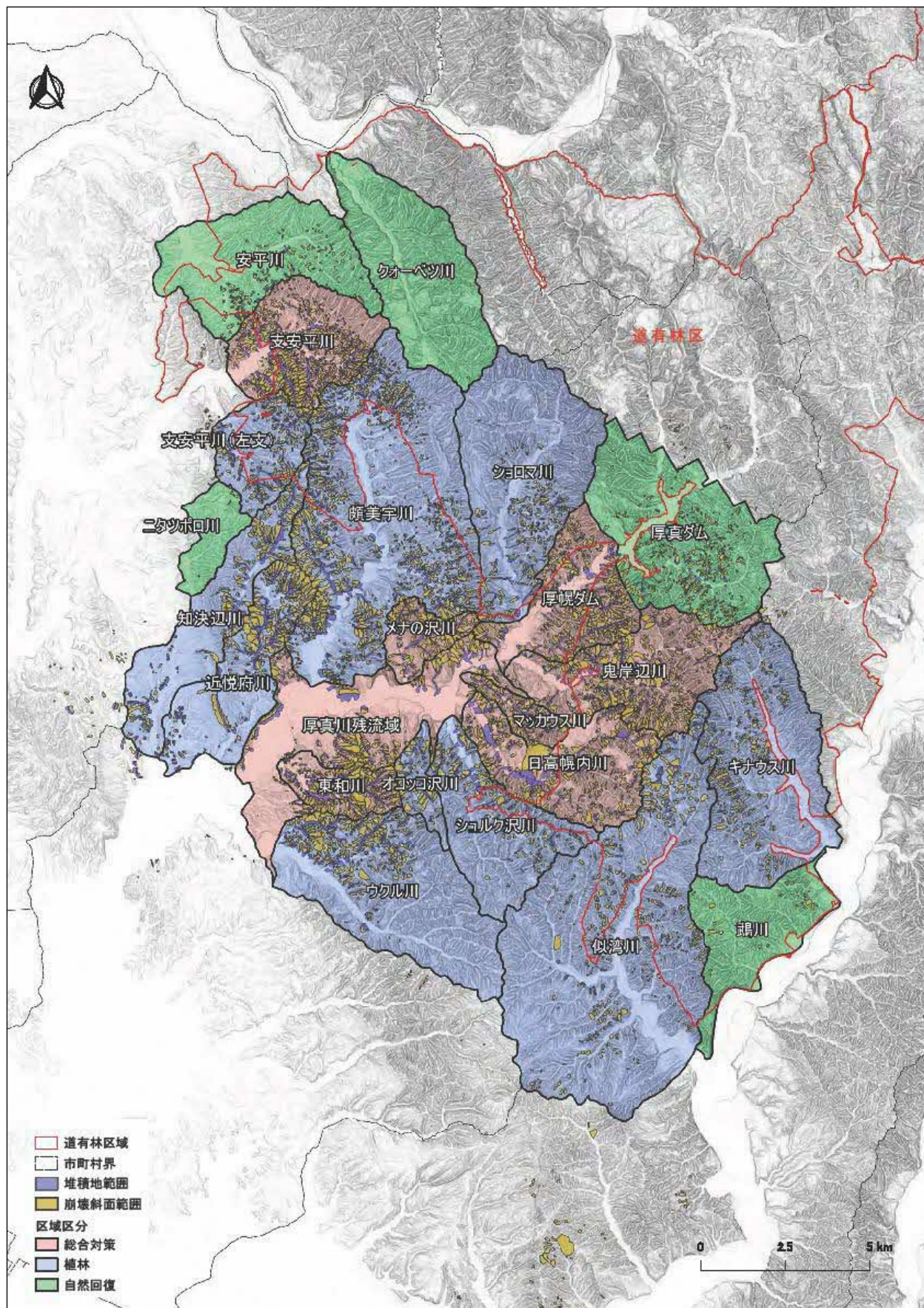
主な復旧手法による区域区分と植林可能面積 単位：ha

区域区分	崩壊斜面	堆積地	計植林可能
総合対策区域	1,765	265	560
植林区域	2,178	300	870
自然回復区域	228	33	80
合計	4,171	598	1,510

V 森林復旧の進め方

- 進め方のポイント**
- ◆道有林が率先して復旧を実践し、地域の森林所有者等に復旧方法を普及。
 - ◆道は森林組合等と連携し、森林所有者への戸別訪問等により経営意欲を喚起。
 - ◆植林に使用される苗木や労働力は、関係団体と連携し、広域的な調整を図りながら確保。
 - ◆崩壊地が集中している区域では、治山事業や分取造林方式などによる森林復旧も検討。

復旧手法	路網整備	実施計画 復旧箇所ごとの具体的な事業計画
<p>○植林</p> <ul style="list-style-type: none"> 土壌条件が良好な崩壊斜面及び堆積地 <苗木の確保> <ul style="list-style-type: none"> 林業関係団体で構成する北海道林業用種苗供給連絡会議と連携し、必要となる苗木の生産と確保を図る 植栽適期が長く労務の分散等が可能なコンテナ苗の活用も検討 <労働力の確保> <ul style="list-style-type: none"> 労働力不足が見込まれる場合は、林業関係団体と連携し、広域的な応援体制を構築 	<p>○緑化</p> <ul style="list-style-type: none"> 急傾斜地のうち、保全対象への影響のおそれがある箇所 <p>○自然回復</p> <ul style="list-style-type: none"> 崩壊面積が小さく、周囲の天然林から種子の供給が期待できる崩壊斜面等 	
<p>推進体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ○復興連絡会議 <ul style="list-style-type: none"> 森林復旧事業の進捗状況を踏まえ必要な対策を講じ、着実に復旧を推進 新たな知見等が得られた場合は、随時、実施計画を見直すなど、常に最適な方法で復旧を図る 		



○ 胆振東部地震森林再生実施計画（R4.3.31策定）

「胆振東部地震森林再生実施計画」の概要

I. 趣 旨

○ 平成30年9月に発生した北海道胆振東部地震から3年6か月が経過。特に大きな被害が生じた厚真町、安平町、むかわ町では、今後、復興に向けた取組を加速化。そのためには、地震による被害としては明治以来最大とされる、広範囲にわたり大規模に崩壊した森林を一日も早く再生し、地域の林業・木材産業の復興につなげる必要。

○ 「胆振東部森林再生・林業復興連絡会議」では、森林造成の手法などを明らかにした「胆振東部地震被災森林復旧指針」（令和3年3月策定）に基づき、崩壊地の箇所ごとの具体的な復旧手法や路網整備の箇所などを明らかにする「胆振東部地震森林再生実施計画」を策定。

○ 地域の関係者は、これまで以上に緊密に連携し、被災森林の所有者や地域住民の皆様へ寄り添いながら、計画に基づく取組を着実に実施。

II. 森林再生の進捗状況

○ 被災3町で約4,300haの森林が崩壊。また、崩落した土砂や樹木の堆積地が約600ha。

○ これまで、人家や道路等に被害を与えた箇所の治山施設の整備や、幹線となる林道の復旧を優先的に実施。令和4年3月現在、131haの森林を復旧。

III. 森林再生の基本方針

復旧の優先順位の考え方	事業推進の基本的な考え方
<p>（森林の造成）</p> <ul style="list-style-type: none"> 森林の造成を進めるため、堆積地の被害木の整理等を優先して実施し、作業道を整備。土砂を安定させるため、速やかに植林を実施。 崩壊斜面のうち傾斜が25度以下のは植林を基本。その他について自然回復を基本。 多目的ダムや道路、農地などに土砂が流出するおそれが高い箇所は緑化等を実施。 <p>（林道等の復旧）</p> <ul style="list-style-type: none"> 人工林が集中し、崩壊地の森林造成と木材生産とを一体的かつ効率的に行える「路網整備の重点地域」等において、林業専用道や森林作業道を適切に組み合わせて整備。 	<p>（森林の造成）</p> <ul style="list-style-type: none"> 復旧手法などを明らかにする「復旧提案書」を作成し、戸別訪問などにより所有者の意向を把握。 所有者の経営意欲を喚起するため、国の事業や豊かな森づくり推進事業等を重点的に活用し、所有者の費用負担を軽減。 所有者に経営管理を続ける意向がない場合は、森林経営管理制度を活用し、町が実施することを検討。 治山事業等については、公益的機能の発揮の必要性などの優先度を踏まえて実施。 <p>（林道等の復旧）</p> <ul style="list-style-type: none"> 林業専用道については木材の大量輸送に対応する施設として、森林作業道については森林の造成や被害木の搬出を効率的に進めるため、速やかに整備。

IV. 実施計画

<p>■ 森林の造成の年度別事業量 (単位:ha)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>R4</th> <th>R5</th> <th>R6</th> <th>R7</th> <th>R8</th> <th>小計</th> <th>R9 ~</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>被害木整理</td> <td>115</td> <td>115</td> <td>102</td> <td>105</td> <td>74</td> <td>511</td> <td>82</td> <td>593</td> </tr> <tr> <td>植林</td> <td>142</td> <td>125</td> <td>141</td> <td>123</td> <td>126</td> <td>657</td> <td>459</td> <td>1,116</td> </tr> <tr> <td>緑化等</td> <td>8</td> <td>42</td> <td>17</td> <td>14</td> <td>11</td> <td>92</td> <td>11</td> <td>103</td> </tr> <tr> <td>植林・緑化計</td> <td>150</td> <td>167</td> <td>158</td> <td>137</td> <td>137</td> <td>749</td> <td>470</td> <td>1,219</td> </tr> <tr> <td>自然回復</td> <td colspan="8">3,548</td> </tr> </tbody> </table>	区分	R4	R5	R6	R7	R8	小計	R9 ~	合計	被害木整理	115	115	102	105	74	511	82	593	植林	142	125	141	123	126	657	459	1,116	緑化等	8	42	17	14	11	92	11	103	植林・緑化計	150	167	158	137	137	749	470	1,219	自然回復	3,548								<p>■ 林道等の復旧の年度別事業量 (単位:km)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>R4</th> <th>R5</th> <th>R6</th> <th>R7</th> <th>R8</th> <th>R9</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>林業専用道</td> <td>9</td> <td>8</td> <td>5</td> <td>3</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>森林作業道</td> <td>20</td> <td>20</td> <td>21</td> <td>5</td> <td>3</td> <td>2</td> <td>70</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>29</td> <td>28</td> <td>26</td> <td>8</td> <td>5</td> <td>4</td> <td>100</td> </tr> </tbody> </table>	区分	R4	R5	R6	R7	R8	R9	合計	林業専用道	9	8	5	3	2	2	30	森林作業道	20	20	21	5	3	2	70	合計	29	28	26	8	5	4	100
区分	R4	R5	R6	R7	R8	小計	R9 ~	合計																																																																															
被害木整理	115	115	102	105	74	511	82	593																																																																															
植林	142	125	141	123	126	657	459	1,116																																																																															
緑化等	8	42	17	14	11	92	11	103																																																																															
植林・緑化計	150	167	158	137	137	749	470	1,219																																																																															
自然回復	3,548																																																																																						
区分	R4	R5	R6	R7	R8	R9	合計																																																																																
林業専用道	9	8	5	3	2	2	30																																																																																
森林作業道	20	20	21	5	3	2	70																																																																																
合計	29	28	26	8	5	4	100																																																																																

※単位未満を四捨五入しているため、合計の値が一致しない場合がある。

V. 計画期間

（森林の造成）令和4年度から令和8年度までの5か年に集中的に実施。
 （林道等の復旧）森林の造成に先行し、令和4年度から令和9年度までの6か年で実施。

○ 復興連絡会議が進捗管理を行い、より実効性のある内容になるよう定期的に計画を見直し。

VI. 将来の姿

○ 水源の涵養や国土の保全、木材等の生産など森林の有する多面的機能が十分に発揮され、ゼロカーボン北海道の実現にも貢献する、カラマツ等の針葉樹やミズナラ等の広葉樹が混じり合った胆振東部地域らしい森林を再生。

○ 高性能林業機械やICTなどの先進的な技術を積極的に導入し、効率的な復旧や収益性の高い森林経営に取り組むなど、北海道らしいスマート林業を実現。